

四日市市感染症予防計画の概要について

令和5年11月6日

四日市市 健康福祉部

感染症予防計画の概要

●計画策定の背景

新型コロナウイルス感染症対応での課題や教訓を踏まえ、平時のうちから計画的に今後の新興感染症への対応強化を図るとともに、感染症法の改正により保健所設置市に「感染症予防計画」の策定が義務付けられたことから、同計画を策定します。

●市が策定する事項

No	基本指針の項目	都道府県	保健所設置市
1	感染症の予防の基本的な方向	△	—
2	感染症の発生の予防、まん延の防止のための施策	○	○
3	感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究	○	△
4	病原体等の検査の実施体制、検査能力の向上	○	○
5	感染症に係る医療提供体制の確保	○	—
6	感染症の患者の移送のための体制確保	○	○
7	宿泊施設の確保	○	△
8	外出自粛対象者等の環境整備	○	○
9	感染症の予防・まん延防止のための総合調整・指示の方針	○	—
10	感染症対策物資等の確保	△	—
11	感染症に関する啓発、知識の普及、感染症の患者等の人権の尊重	△	△
12	感染症の予防に関する人材の養成、資質の向上	○	○
13	感染症の予防に関する保健所の体制確保	○	○
14	緊急時における感染症の発生の予防、まん延の防止、病原体の検査の実施、医療の提供のための施策	○	○

No	数値目標を設定する事項	都道府県	保健所設置市
1	協定締結医療機関（入院）の確保病床数	○	—
2	協定締結医療機関（発熱外来）の機関数	○	—
3	協定締結医療機関（自宅療養者等への医療の提供）の機関数	○	—
4	協定締結医療機関（後方支援）の機関数	○	—
5	協定締結医療機関（人材派遣）の機関数	○	—
6	個人防護具の備蓄を十分に行う医療機関数	○	—
7	検査の実施件数（実施能力）、検査設備の整備数	○	○
8	協定締結宿泊施設の確保居室数	○	△
9	医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数	○	○
10	保健所の感染症対応業務を行う人員確保数、即応可能なIHEAT要員の確保数（IHEAT研修受講者数）	○	○

※必須事項 … ○

任意事項 … △

新たな感染症対策の基本方針・数値目標

四日市市感染症予防計画では、3つの基本方針と数値目標に基づき、新たな感染症への対策を実施します。

1. 3つの基本方針

- ① 感染拡大を可能な限り抑え、市民の生命及び健康を保護します。
- ② 市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小になるよう対応を講じます。
- ③ 外部の専門人材による業務支援、民間事業者への外部委託やICTを活用した業務の効率化を推進し、感染症の有事に対応できるよう、保健所の体制強化を図ります。

2. 数値目標

(1) 検査の実施件数（実施能力）、検査設備の整備数

検査の実施件数（件/日）

時期	【流行初期】（初動対応）		【流行初期以降】	
	三重県	四日市市	三重県	四日市市
自治体	三重県	四日市市	三重県	四日市市
県・市数値目標 ※四日市市分は内数	480件/日	(60件/日)	5,095件/日	(847件/日)

◇市独自の検査能力の保有を検討

さらに、将来的により迅速に検査を受けられるような体制を整え、感染拡大の防止を図る

【流行初期】 30件/日

【流行初期以降】 60件/日

(2) 医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数

- ・研修・訓練の実施回数 ⇒ 【年1回以上の実施】

(3) 保健所の感染症対応業務を行う人員確保数、即応可能なIHEAT要員の確保数

- ・新型コロナウイルスがオミクロン株に変異したいわゆる「第6波」と同規模の感染が流行初期に発生した場合の業務量に対応した体制
 - 【人員確保数】 110人（保健所職員 30人 動員者数 80人）
 - 【IHEAT】 即応可能なIHEAT要員 10人以上

四日市市感染症予防計画の構成

第1 感染症対策推進の基本的な考え方

- (1) 事前対応型行政の構築
- (2) 感染症対策における基本方針
- (3) 市民一人ひとりに対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対応
- (4) 人権の尊重・差別の解消
- (5) 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応
- (6) 「特定感染症予防指針」並びに各種計画との関係
- (7) 本計画の位置づけ

第2 市及び関係機関等の役割

- (1) 市の役割（基本的事項、県との連携、感染症発生時に備えた体制整備）
- (2) 市民の役割
- (3) 医療関係者の役割
- (4) 獣医師等の役割

第3 感染症の発生動向及び新興感染症発生・まん延時における医療等の現状

- (1) 本市における感染症の発生動向等（感染症の発生状況、予防のための施策を総合的に推進すべき感染症の発生状況等）
- (2) 新興感染症発生・まん延時における医療等の現状（新型コロナウイルス感染症について、本市における新型コロナウイルス感染症の発生動向等、各期間における対応状況）

第4 感染症の予防のための施策

- (1) 基本的な考え方
- (2) 市民に対する情報発信
- (3) 感染症発生動向調査
- (4) 結核に係る定期の健康診断
- (5) 関係機関及び関係団体との連携（食品衛生部門、環境衛生部門、検疫所等）
- (6) 予防接種の推進

第5 感染症のまん延の防止のための施策

- (1) 基本的な考え方
- (2) 発生状況等の公表
- (3) 積極的疫学調査
- (4) 対人措置の実施（検体の採取等、健康診断、就業制限、入院勧告・措置）
- (5) 感染症の診査に関する協議会
- (6) 対物措置の実施（消毒その他の措置）
- (7) 指定感染症及び新感染症への対応
- (8) 関係機関及び関係団体との連携（食品衛生部門、環境衛生部門、検疫所）

第6 緊急時における対応

- (1) 基本的な考え方
- (2) 緊急時における体制（国及び県、関係機関）
- (3) 市民への情報提供

第7 情報の収集、調査及び研究

- (1) 基本的な考え方
- (2) 情報の収集、調査及び研究の推進

第8 検査の実施体制及び検査能力の向上

- (1) 基本的な考え方
- (2) 病原体等の検査の推進（検査体制の整備、検査体制の充実、平時からの体制整備、将来的な検査体制の拡充）

第9 宿泊施設の確保に関する事項

- (1) 基本的な考え方
- (2) 県との協力による宿泊施設の確保

第10 自宅療養者等の療養生活の環境整備

- (1) 基本的な考え方
- (2) 自宅療養者等の療養環境の整備
- (3) 高齢者施設や障害者施設等における療養体制の確保

第11 移送体制の確保

- (1) 基本的な考え方
- (2) 保健所による移送体制の確保
- (3) 消防本部との連携
- (4) 民間事業者との連携
- (5) 救急医療体制の整備

第12 人材の養成及び資質の向上

- (1) 基本的な考え方
- (2) 市における感染症に関する人材の養成及び資質の向上
- (3) 外部人材の養成及び資質の向上

第13 保健所の体制の確保

- (1) 基本的な考え方
- (2) 保健所体制の整備
- (3) 関係機関及び関係団体との連携

第14 啓発、知識の普及、人権の尊重

- (1) 基本的な考え方
- (2) 感染症に関する知識の普及啓発及び人権の尊重のための方策
- (3) 関係機関及び関係団体との連携

第15 検査体制の確保等に係る数値目標

- (1) 数値目標の設定に係る基本的な考え方
- (2) 検査体制の確保に係る目標
- (3) 宿泊施設の確保に係る目標
- (4) 保健所職員等の研修・訓練に係る目標
- (5) 保健所の体制整備に係る目標

第16 その他予防の推進に関する事項

- (1) 災害発生時の防疫措置
- (2) 動物由来感染症対策
- (3) 外国人市民への対応
- (4) 薬剤耐性対策

計画のポイント① 感染症対策における連携強化

●三重県感染症対策連携協議会への参画

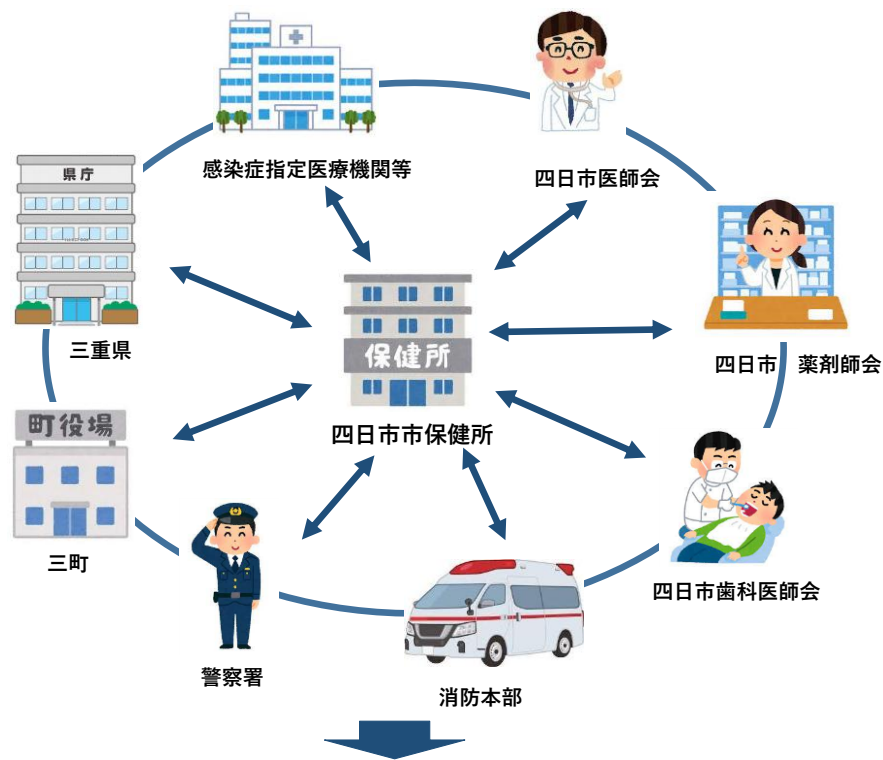
- ・三重県感染症対策連携協議会への参画を通じて、県および関係機関と平時から情報を共有し、連携を推進

●四日市市保健所としての連携体制の構築

- ・保健所設置市として、平時から医療・警察・救急・行政関係者との連携体制を構築
- ・感染症予防計画の圏域（三四地区）と保健所管轄区域（四日市市）の相違に対応した連携体制を構築
⇒四日市地域救急医療対策協議会を活用し、平時から感染症に係る情報を共有し、連携を推進

四日市地域救急医療対策協議会構成員

- | | |
|----------------|------------|
| ・ 四日市医師会 | ・ 四日市市消防本部 |
| ・ 四日市歯科医師会 | ・ 菰野町消防署 |
| ・ 四日市薬剤師会 | ・ 三重県 |
| ・ 三重県立総合医療センター | ・ 三重県桑名保健所 |
| ・ 市立四日市病院 | ・ 菰野町 |
| ・ 四日市羽津医療センター | ・ 朝日町 |
| ・ 三重北医療センター | ・ 川越町 |
| 菰野厚生病院 | ・ 四日市市保健所 |
| ・ 四日市南警察署 | |
| ・ 四日市北警察署 | |
| ・ 四日市西警察署 | |



市民に対し、迅速かつ適切な医療等の提供

計画のポイント② PCR検査の迅速な実施体制の確保

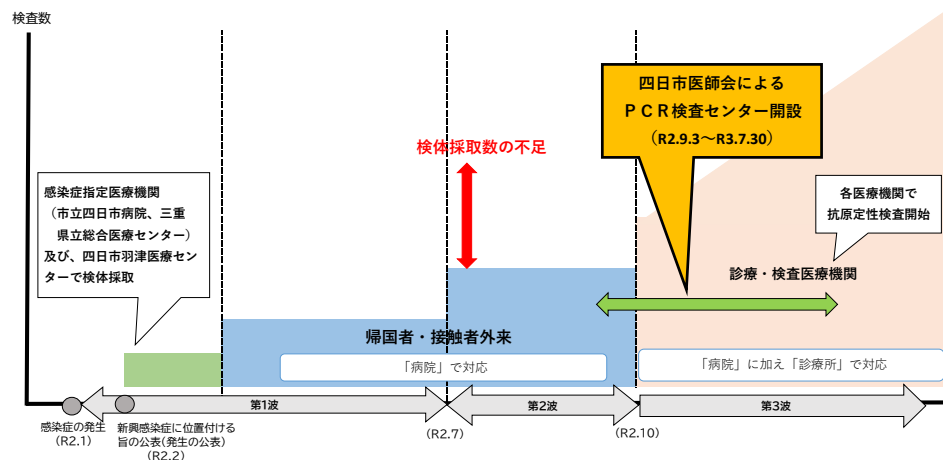
新たな感染症が発生した際に、早期の段階から検査を円滑に実施できるよう、四日市医師会と市保健所が協力して、ドライブスルー方式による「四日市市初期PCR検査センター」を設置

1. 概要

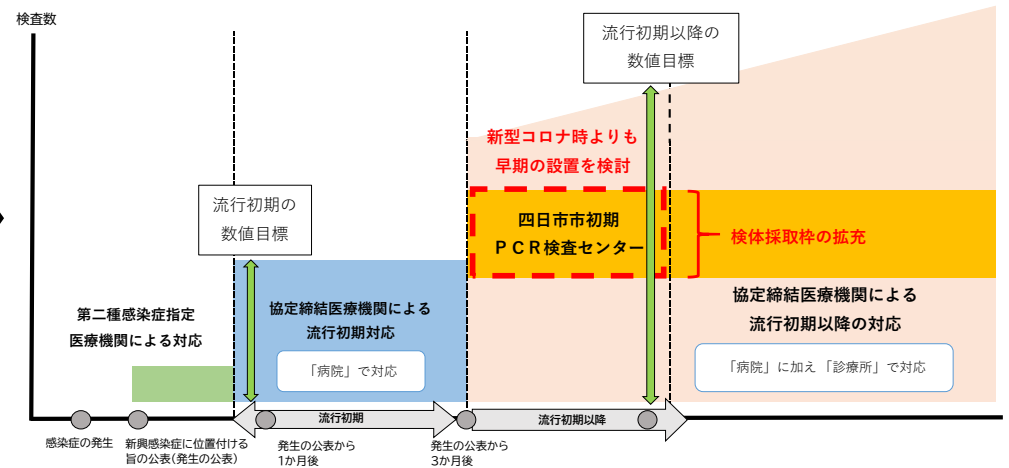
- ・ 感染症のまん延防止に備え、新たな感染症発生公表から3ヵ月後を目標に、「四日市市初期PCR検査センター」を設置
- ・ ドライブスルー方式の採用により、有症状者と医療従事者の接触を最小限に抑えつつ、短時間で円滑に検体採取を実施
- ・ 市内の大学や検査機関と協力し、検査結果を迅速に通知

2. 設置時期

○新型コロナウイルス感染症発生時（発生から7ヵ月後）

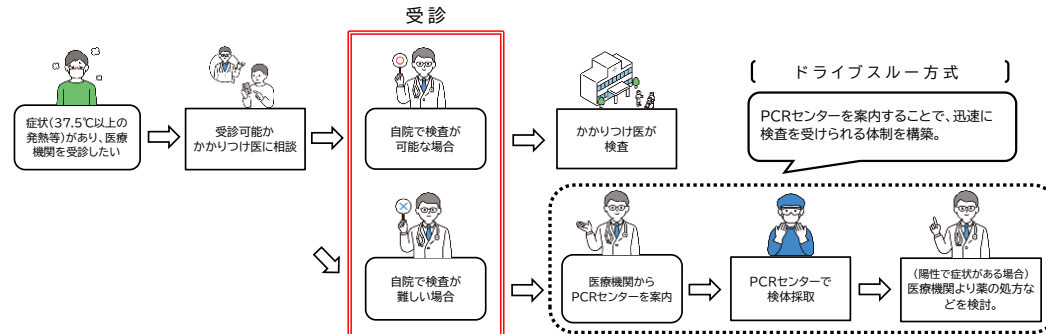


○今後の新興感染症発生時（発生から3ヵ月後）



3. 検査実施の流れ

○症状（37.5℃以上の発熱等）があり、医師が検査を必要と判断した人が対象



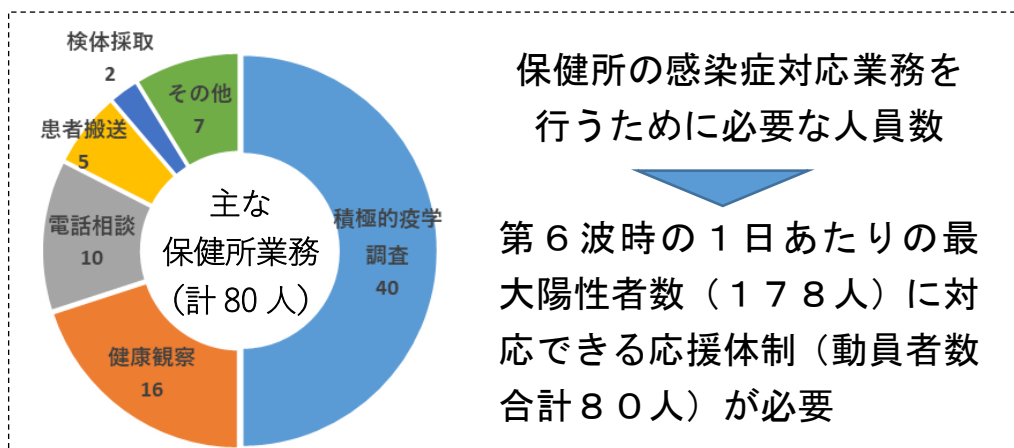
計画のポイント③ 保健所の体制強化

- ・市民の健康を守るため、迅速かつ適切な感染症対応を行うための体制構築
- ・新型コロナウイルス感染症での対応を踏まえた、保健所業務のひっ迫回避対策

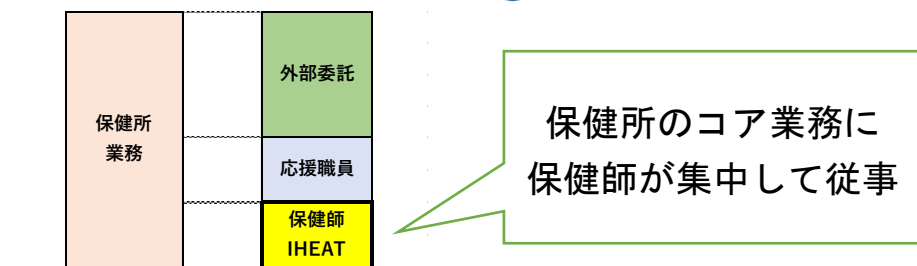
●統括保健師の配置

- ・健康危機管理を含めた地域保健施策について、統括的なマネジメントを実施

●IHEAT要員、応援職員の確保



- ・市内大学等と協定を締結し、保健所業務を支援する外部の専門職員(IHEAT要員)を確保
- ・全庁的な動員体制を構築
- ・業務マニュアルの整備、従事職員等への研修の実施



●外部委託、ICTの活用による保健所業務の効率化

【外部委託】

- ・コールセンター
(受診相談、重症化リスクの低い患者に対する自宅療養フォロー)
- ・移送業務
- ・派遣職員による保健所業務支援

【ICTの活用】

- ・HER-SYSによる健康観察の実施
- ・SMS配信サービスを活用し、自宅療養者へ速やかに療養生活に関する情報を伝達
- ・ロゴフォームを活用した患者情報等の把握

【医療機関の協力】

- ・体調変化を早期に把握するため、パルスオキシメーターを医療機関から配付

●物資等の確保

- ・感染症対策物資等について、感染症発生後1か月分の使用量を目安に平時から計画的に備蓄

今後のスケジュール

令和5年

- 11月20日 四日市市地域保健運営協議会協議（素案）
- 12月上旬 四日市地域救急医療対策協議会協議（素案）
- 12月中旬 四日市市議会教育民生常任委員会協議（素案）
- 〃 パブリックコメントの実施

令和6年

- 1月下旬 意見集約
- 2月中下旬 第4回三重県感染症対策連携協議会協議（最終案）
- 3月上旬 四日市市地域保健運営協議会協議（最終案）
- 〃 四日市地域救急医療対策協議会協議（最終案）
- 〃 四日市市議会教育民生常任委員会協議（最終案）
- 3月下旬 四日市市感染症予防計画策定
- 4月1日 四日市市感染症予防計画施行